

## 【概要】鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会（第5回）

日 時 : 平成 28 年 2 月 26 日（金）10:00~16:00

場 所 : フクラシア東京ステーション D会議室

主な意見・質疑:

## ＜議事（1）関係団体ヒアリング＞

○6 団体（神奈川県自然環境保全センター、日本獣医師会、日本野鳥の会、日本猟用資材工業会、大日本猟友会、米原市）より、それぞれの立場から意見を聴取。

## ＜議事（2）「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（基本指針）」の見直しの進め方について＞

## 【鳥獣保護区の指定・管理】

## ○委員からの指摘事項

- ・鳥獣保護区では狩猟の場合だと、特定の種以外を捕獲してはいけないということではなく、全ての鳥獣種に規制がかかる。1 万 ha 当たり 1 箇所という面積当たりに本当に保護区が必要になるのか。
- ・国指定鳥獣保護区をベースとして、都道府県指定鳥獣保護区が指定される構図ができあがればよい。
- ・今の数字だけを変えることは慎重にした方がよい。元々の面積要件の経緯も踏まえ、将来を見据えて書きぶりを少し工夫できることがあったらする程度でよい。

## ○事務局からの説明

鳥獣保護区について個別に必要性を判断していくという点検を行うことになると、森林鳥獣生息地の保護区で面積当たりの箇所数を定めていることとそぐわなくなってくる。鳥獣保護区は狩猟にだけ規制がかかっている点で他の制度の保護区とは考え方が異なる。面積要件の数字を大きく変えてしまうと今ある鳥獣保護区のあり方が大きく変わってしまうこともあり得るので、慎重に考えていきたい。

## 【狩猟鳥獣】

## ○委員からの指摘事項

- ・放鳥事業に関して、①キジの放鳥数が全国で 21,000 羽とかなり多い、②養殖業者が廃業して確保が困難、③鳥獣行政の中で多大なコストかかるという 3 点から、原則的には撤退を促していくべき。
- ・地域個体群間の交雑を防止するとか、遺伝的攪乱を起こさないように放鳥事業を実施するのは、実質的にほとんどできないのではないかと。
- ・放鳥事業の記述を残すとしても、少し簡略化して記述するか、都道府県判断でやってもらえればよいということであれば何も記載しなくてもよいのではないかと。

## ○事務局からの説明

認定鳥獣捕獲等事業者や対象鳥獣捕獲員は狩猟税の免税等の措置がある中で、今後各都道府県で

は大幅に狩猟税による税収が減少し、放鳥獣事業が縮小していく可能性がある。実態として減っていく状況を踏まえて、各都道府県でどう影響しているのか等の把握をする必要がある。特に気をつける観点だけを明記して必要に応じて各都道府県が実施を判断できるような記載を検討したい。

狩猟鳥獣に関しては、指定する際の要件について見直しをしたいということで、実態上狩猟のニーズがあるか、生物多様性の確保の観点で問題がないか、社会的・経済的な側面で問題ないかという面について、従来より実態上評価しているので、この点について基本指針の改訂の中で明確化する。

個別の種に関しては基本指針の改訂後、狩猟鳥獣の見直しの諮問と答申を考慮しており、別の審議会で審議をする予定。

## 【捕獲規制】

### ○委員からの指摘事項

- ・予察捕獲の根拠となっているのは、それぞれの市町村でつくっている作物の種類だとか、鳥獣の分布や生息数などをベースとするべきで、基本指針で軌道修正を促していくべき。
- ・予察捕獲をして効果があったのかどうか、フィードバック管理ができるようにするべき。
- ・農業者が自ら行う捕獲については柔軟な適用ができるような書きぶりをするべき。

### ○事務局からの説明

予察捕獲は意味がないので削っていくのではなく、基本指針で記載するには詳細すぎるので、要点を明確にした上で、予察の意味がもう少しはっきりわかるように記載したい。

農業者自らが行う捕獲については、ある程度の柔軟性が必要である一方、事故や錯誤捕獲などが生じないような対応も必要で、そういった担保を取るような記載振りも検討したい。

## 【鉛弾規制】

### ○委員からの指摘事項

- ・いきなり全面禁止は難しい。
- ・早く実態を明らかにして、どちらの方向に進んでいくかの判断をしなければならない。スケジュール的にいつ頃までに結論を出して進めるかという点をどこかできちんと記載することが大事。

### ○事務局からの説明

モニタリングの結果を踏まえて、指定猟法禁止区域等の既成の制度を活用する方向で検討できればと考えている。

## 【情報基盤整備】

### ○委員からの指摘事項

- ・自然環境保全基礎調査と情報基盤整備の考え方を整理すること。
- ・基本指針には他県との比較ができるとか、フォーマットをそろえるとか、何をやって欲しいのか、もう少し具体的に記載するべき。
- ・指定管理鳥獣の候補種についても必要なデータ収集の体制を組み、情報収集をしてほしい。

### ○事務局からの説明

自然環境保全基礎調査が哺乳類、鳥類を含めて幅広く調査をしているのに対し、情報基盤整備は

主に指定管理鳥獣の現状把握と指定管理鳥獣捕獲等事業の評価をするための指標を設計するもので、主に指定管理鳥獣に特化して、細かく情報を収集するものとなる予定。自然環境保全基礎調査とは別枠での情報基盤整備となる。鳥獣法の中で捕獲した鳥獣についての報告は常にあらゆる鳥獣で求めており、その部分は変えずに指定管理鳥獣だけより詳しく情報をとるもので、その他の鳥獣の収集する情報を減らすものではない。

#### 【人材育成】

##### ○委員からの指摘事項

特になし

##### ○事務局からの説明

特になし

#### 【傷病鳥獣救護】

##### ○委員からの指摘事項

- ・鳥獣法の中で行う傷病鳥獣救護は、あくまでも野生個体群の保全という観点から意味のあることをやっていくべきで、生物多様性の確保という観点から傷病鳥獣救護を位置付けるべき。
- ・各都道府県の鳥獣保護センターの果たすべき役割等について共有するため、横断的な繋がりが必要。
- ・環境省の基本指針に基づいている考え方をきちんと説明して周知させることが必要。
- ・「収容すべき鳥獣の種の選定を行う等により」という記載で、この種は助けるけど、この種は助けられないような選別になってしまい、対象外は門前払いみたいな運用がされているのは問題。
- ・傷病鳥獣救護により情報がとれる場合もあり、「種及び個体の選定を行う」など、割と柔軟な判断ができるような書き方にしておいた方が、意味のある収容、場合によっては救護ができることがある。

##### ○事務局からの説明

特になし。

#### 【愛玩飼養】

##### ○委員からの指摘事項

- ・人と野生動物の関係を固定化させていくということは、もう少し柔軟であってもいいのではないかなと考えている。
- ・歴史的な観点や、鳥類を愛でる面、国内外の多様性の問題といったことを記載することに賛成。
- ・傷病鳥獣を治療等のためしばらく飼育して放すのは良くて、愛玩飼養は一切ダメというのは疑問。

##### ○事務局からの説明

特になし。

#### 【鳥獣の保護・管理の体制】

##### ○委員からの指摘事項

- ・実態として役割が変化してきており、鳥獣保護管理員や鳥獣保護センターの位置づけをより明確

にするべきではないか。

- ・鳥獣保護管理員は第一種、第二種の特定鳥獣の保護・管理と計画づくりに参画していくような人材であるべき。かなりの権限を持って活動できるように、位置付けを積極的にしていく必要があるのではないか。
- ・狩猟の適正化というのが重要なファクターで、これから狩猟者にももっと頑張ってもらおうということになると、自分は悪気はなくても、知らず知らずのうちに違反状態になっていると言うようなこともあったりするので、指導できるような部分があってもよいのではないか。

#### ○事務局からの説明

鳥獣保護管理員や鳥獣保護センターについて、国で支援することは予算的に難しいので、現在の活動内容で何か支障が出ているのか、もう少ししっかり把握して、自治事務の中で現状としてどういう課題があるかは精査していきたい。

環境省で専門家を登録する人材登録事業の中で捕獲コーディネーターや鳥獣保護管理プランナーなどがあり、どういった制度が良いのか都道府県の実態も踏まえながら考えていきたい。

#### 【その他】

##### ○委員からの指摘事項

- ・学術捕獲に関して個体識別のための指切り、ノーズタグは行わないような記載があるが、ネズミでは指切りによるマーキングが認められている。鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置をしないという考え方があるが、指切りは著しい影響とは言えないので、もう少し一般性のある書き方に変えてほしい。

##### ○事務局からの説明

特になし